

石狩市監査委員公表第4号

平成30年度監査結果（前期）に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から平成30年度監査結果（前期）に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

平成31年1月25日

石狩市監査委員 加藤 龍 幸

石狩市監査委員 和田 順 義

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監 査 区 分	監査対象部局	指 摘 事 項	措 置 内 容
平成30年度 定期監査	総務部 総務課	公衆電話使用料において、収入金を確認した記録が無かった。	公衆電話使用料の収入金を確認するための台帳を8月1日に作成し、確認した年月日、確認した者及び金額を記入した上、総務課長に確認を求める体制を整えた。
平成30年度 定期監査	総務部 総務課	有料広告において、申込書の提出を受けずに許可決定していた。	石狩市有料広告の一般募集方式に関する要領第5条に基づき所定の有料広告掲出申込書による申し込みであるかその他、許可決定の決裁段階で、所定の要件を充たしているか否かを改めて確認していくことを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	総務部 情報政策課	損害賠償請求において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は副市長となるが、部長が決裁していた。	石狩市事務決裁規程別表第1共通専決事項中(1)一般事務19の項記載のとおり副市長が専決権者であることを確認したうえ、専決規定全体の趣旨をよく理解し、平成30年度より適切な執行を行った。
平成30年度 定期監査	総務部 総務課	出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。	石狩市事務決裁規程に規定された出張命令権者の決裁につき、適正に事務処理を進めるよう課内及び該当者に確認した。
平成30年度 定期監査	総務部 情報政策課	出張において、出張命令簿に記載のないものがあった。	出張命令簿の未記載箇所については、確認の上、是正を図った。 今後、出張に当たり、出張命令簿の記入漏れがないよう、課内職員に周知徹底を図った。
平成30年度 定期監査	総務部 総務課	長期継続契約に係る委託業務検査調書において、契約金額全体で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。	石狩市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の取扱要領第3条3項(1)執行決議書カ、契約マニュアルIV-3、石狩市事務決裁規程別表第1共通専決事項中(4)4委託に関する事項の10の項の内容を担当者内で確認した。
平成30年度 定期監査	総務部 総務課	一者随意契約の決定及び覚書締結の決裁がされていなかった。	契約事務を遂行するに当たり、逐一契約マニュアルIV-3を確認しながら適正に契約事務を進めることを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	企画経済部 商工労働観 光課	出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。	今後、適切に諸手続きを行うよう事務処理の手順やチェック項目を課内で確認した。
平成30年度 定期監査	企画経済部 商工労働観 光課	出張命令簿において、出張地が特定できる記載となっていなかった。	指摘を受けた段階で事実関係を確認し、直ちに適正な書類整理を行った。 今後、適切に諸手続きを行うよう事務処理の手順やチェック項目を課内で確認した。

平成30年度 定期監査	企画経済部 商工労働観 光課	出張において、出張命令簿に 記載のないものがあった。	指摘を受けた段階で事実関係を確認 し、直ちに適正な書類整理を行った。 今後、適切に諸手続きを行うよう事 務処理の手順やチェック項目を課内で 確認した。
平成30年度 定期監査	企画経済部 農政課	証明の決定書において、決定 年月日、施行年月日、整理番 号の記載及び公印承認がされ ていないものが多数あった。	今後、同様の誤りを繰り返さないよ う適正な手順で行うことを課内で確認 した。
平成30年度 定期監査	企画経済部 農政課	出張命令簿において、出張命 令権者の決裁漏れがあった。	今後、同様の誤りを繰り返さないよ う適正な手順で行うことを課内で確認 したとともに、あわせて他課への貸し 出しの際にも漏れがないかのチェック を徹底することを確認した。
平成30年度 定期監査	企画経済部 農政課	交付金において、金額で判断 すると、事務決裁規程では決 裁権者は副市長となるが、部 長が決裁していた。	今後、同様の誤りを繰り返さないよ う石狩市事務決裁規程を確認するなど 適正な手順で行うことを課内で確認し た。
平成30年度 定期監査	企画経済部 農政課	補助金において、交付申請時 の完了予定までに完了してい ないが、遅延報告書の提出が されていなかった。	今後、同様の誤りを繰り返さないよ う石狩市補助金等交付規則を確認する など適正な手順で行うことを課内で確 認した。
平成30年度 定期監査	企画経済部 農政課	委託契約約款において、仕様 書、設計図書が添付されてい なかった。	今後、同様の誤りを繰り返さないよ う契約マニュアル等を確認し、適正な 手順で行うことを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	環境市民部 ごみ・リサ イクル課	手数料において、調定漏れが あった。	今後、手数料の収入事務にあたって は、石狩市会計規則及び経理事務の手 引きに従い、適正に事務を行うよう課 内で確認した。
平成30年度 定期監査	環境市民部 ごみ・リサ イクル課	申請の際に納付が必要な手 数料において、申請時に調定及 び納付がされていなかった。	石狩市廃棄物の再利用及び適正処理 に関する条例第23条に基づき、今後は 同条例及び施行規則に定める申請時に 調定及び納付が必要であることを課内 で確認した。
平成30年度 定期監査	環境市民部 広聴・市民 生活課	使用料において、調定漏れが あった。	今後は出力帳票を複数の職員が チェックするなど、調定漏れが起きな いよう、収入事務を執り進める。
平成30年度 定期監査	環境市民部 広聴・市民 生活課	行政財産の目的外使用許可に おいて、申請書が使用実態と 相違したまま許可していた。	今後は実態と申請書の期間を一致さ せるよう指定管理者に指導し、今年度 から改善を図っている。 今後も職員間で確認しながら執行事 務の適正化に努める。
平成30年度 定期監査	環境市民部 環境保全課	出張命令簿において、出張命 令権者の決裁漏れがあった。	今後、諸手続きを進めるに当たって は、出張命令権者を確認することを課 内で確認した。
平成30年度 定期監査	環境市民部 広聴・市民 生活課	備品管理簿への記載及び備品 購入通知書の財政課への提出 がされていなかった。	石狩市物品管理規則第7条第1項に より、今年度最初に備品購入を決定し た7月2日より、平成30年度から備品 購入事務と一体的に登録事務を行うよ う、事務作業の見直しを図った。

平成30年度 定期監査	環境市民部 ごみ・リサイクル課	委託業務検査調書において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は副市長となるが、部長が決裁していた。	今後、石狩市事務決裁規程に基づく適正な事務処理を行うよう課内で確認した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援課	行政財産の目的外使用許可申請において、許可決定が使用開始後になっていた。	今後、このようなことが無いように、適正に決定日及び施行日の記載を行うことを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 障がい福祉課	出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。	今後、速やかに決裁を受けることとし、毎月月末の出張命令簿チェックを励行し、課内の声かけも徹底した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 障がい福祉課	出張命令簿において、出張地が特定できる記載となっていなかった。	石狩市職員等の旅費に関する条例第4条第4項に基づき、平成30年7月3日付けで所定の事務手続きを行った。 出張命令簿には、「出張先の市町村と出張地の住所を確認し、双方必ず記載すること」と具体例を提示しながら視覚的にわかるよう貼付し、課内の声かけも徹底した。 また、主査・課長の決裁時にチェック体制を励行した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 スポーツ健康課	出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。	今後の事務執行については、石狩市事務決裁規程第4条、別表第1(2)8、9に基づき、漏れのないように適正な事務執行に心がける。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 スポーツ健康課	出張命令簿において、出張地が特定できる記載となっていなかった。	石狩市職員等の旅費に関する条例第4条第4項に基づき、平成30年7月3日付けで所定の事務手続きを行った。 今後については、関係法令に基づき、出張命令簿において、出張地が特定できるよう適正に記載することを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援課	臨時職員賃金の支給額（調整額）の計算に誤りがあった。	本人に直接連絡を行なうとともに、平成30年5月30日付けで通知し、石狩市臨時職員取扱要綱第13条等に基づき適正な支給額を支給した。 今後、非常勤職員・臨時職員事務の手引き、マニュアルを改めて確認するとともに、臨時賃金支出チェックリストを活用し休暇簿、出勤簿との突合を行い、賃金支給における休暇の取扱を適正に行うことを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援課	臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。	本人に直接連絡を行なうとともに、平成30年5月30日付けで通知し、石狩市臨時職員取扱要綱第12条等に基づき適正な支給額を支給した。 今後、非常勤職員・臨時職員事務の手引き、マニュアルを改めて確認するとともに、臨時賃金支出チェックリストを活用し休暇簿、出勤簿との突合を行い、賃金支給における通勤手当の取扱を適正に行うことを課内で確認した。

平成30年度 定期監査	保健福祉部 保健推進課	臨時職員の年次有給休暇が適切に管理されておらず、休暇日数を1日多く付与し、取得済みとなっていた。	石狩市臨時職員取扱要綱第17条第2項に規定されている年次有給休暇の付与日数を確認後、1日多く取得した分の賃金の返納を平成30年5月23日付で受けた。 今後は定期的に、年次有給休暇の申請者及び事務担当者の双方で、当要綱に定められている付与日数及び取得日数を再確認し、適正な休暇管理に努めていく。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 保健推進課	臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。	今後は変更が生じた場合でも、任用後の決議書の修正は行わないよう、課内において周知徹底し、認識を共有した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 保健推進課	臨時職員の雇用保険料の計算に誤りがあった。	今後は、システムによって計算された後の支払明細にて、再確認し適正な事務処理に努めていく。 なお、徴収漏れした雇用保険料の掛金は、平成30年5月24日付で納付済みである。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 国民健康保険課	臨時職員賃金の支給額（調整額）の計算に誤りがあった。	石狩市臨時職員取扱要綱第13条に基づき支給額を調整するとともに、平成30年5月25日付けで返還処理を行った。 今後、賃金支払い事務を行う際は、支払明細票その他関係書類を確実に精査するとともに、出勤簿及び休暇簿の突合を徹底し、石狩市臨時職員事務取扱要綱、事務処理マニュアル等に基づいた事務処理を行うことを課内で再確認した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 国民健康保険課	臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。	石狩市臨時職員取扱要綱第13条に基づき支給額を調整するとともに、平成30年5月25日付けで返還処理を行った。 今後、賃金支払い事務を行う際は、支払明細票その他関係書類を確実に精査するとともに、出勤簿及び休暇簿の突合を徹底し、石狩市臨時職員事務取扱要綱、事務処理マニュアル等に基づいた事務処理を行うことを課内で再確認した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 障がい福祉課	委託業務検査調書において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。	今後、当該決裁を綴る簿冊に石狩市事務決裁規程第4条の別表を貼付し、視覚効果と合わせて都度金額による決裁権者のチェックを励行することで、再発を防ぐ。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 国民健康保険課	委託業務検査調書において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。	今後、契約事務について、適切な処理を行うよう課内で改めて事務決裁規程の周知徹底を図り、再発防止に努めることを確認した。

平成30年度 定期監査	建設水道部 都市整備課	出張命令簿において、出張地が特定できる記載となっていなかった。	<p>今後は、出張命令権者と当該出張者双方が、条文の意図すべきところを再度認識するため、課内でミーティングを行い、出張地を特定できるような処理を徹底することとした。</p> <p>また、月単位で出張命令簿を回送し、未処理がないように、各自が再確認を行うこととした。</p>
平成30年度 定期監査	建設水道部 下水道課	出張において、出張命令簿に記載のないものがあった。	<p>記載のなかった出張に関しては、石狩市職員等の旅費に関する条例第4条第4項に基づき、速やかに記入した。</p> <p>今後は、出張命令簿と復命書を照らし合わせるなどを行い、適正な事務処理をしていく。</p>
平成30年度 定期監査	建設水道部 下水道課	出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。	<p>今後は、出張命令簿を定期的にチェックし、適正な事務処理をしていく。</p>
平成30年度 定期監査	建設水道部 都市整備課	臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。	<p>支給漏れが発覚した後、適切に支給を行い、当該臨時職員には不利益が生じないように対応した。</p> <p>今後は、このような事案が起こらないよう、休暇簿の決裁を支給処理担当者にも回付する等、両者の連携を十分に図り、確認作業を徹底することとした。</p>
平成30年度 定期監査	建設水道部 都市整備課	委託契約書において、仕様書が添付されていなかった。	<p>課内でミーティングを行い、特記仕様書の添付を徹底することとした。</p>
平成30年度 定期監査	厚田支所 地域振興課	出張命令簿において、出張地が特定できる記載となっていなかった。	<p>石狩市職員等の旅費に関する条例第4条第4項に基づき平成30年7月10日付けで所定の事務手続きを行った。</p> <p>今後、諸手続きをする際は、案内文書と出張命令簿の突き合わせ（用務の目的・用務地の確認）を行い、適正な手順を進めることを課内で確認した。</p>
平成30年度 定期監査	浜益支所 地域振興課	臨時職員の年次有給休暇が適切に管理されていなかった。	<p>今後、事務を進めるにあたっては、臨時職員任用決議書、年次有給休暇簿、出勤簿などを確認しながら、適正に行うことを課内で確認した。</p>
平成30年度 定期監査	浜益支所 地域振興課	臨時職員賃金の支給額の計算に誤りがあった。	<p>未支給額については、7月分（平成30年8月10日支給）で支給調整した。</p> <p>今後、諸手続きを進めるにあたり、再度計画した勤務日数のチェックを行うとともに、システム入力値と実勤務日の突き合わせを行った上で、適正な手順で行うことを課内で確認した。</p>
平成30年度 定期監査	浜益支所 地域振興課	第3種臨時職員の任用期間が1月を超えていた。	<p>平成31年度より第2種非常勤職員としての採用に向けて第2種非常勤職員（技能労務職）の新たな職種設定を行政管理課に協議を行い、平成31年度予算計上を図っている。</p> <p>また、採用にあたっては雇用条件に合致する適正な職員形態で雇用することを課内で確認した。</p>

平成30年度 定期監査	生涯学習部 総務企画課	臨時職員の出勤簿が作成されていなかった。	学校に臨時職員を配置する際の出勤簿について、石狩市職員服務規程第4条に基づく様式で作成するよう平成30年6月10日付けで配置する学校へ指示した。 今後、臨時職員の任用・管理に当たっては、必要な書類などの確認をした上で、配置する学校へ適正に指示を行うことを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 文化財課	郵便切手受払簿の記載内容に誤りがあった。	再発防止策として今後同じ間違いが起きないように、決裁時と確認事務を行う時の2回チェックを行う体制を整えた。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 文化財課	委託業務において、執行決議時の契約書（案）と締結した契約書が異なっていた。	今後は、契約締結決議時に最終の契約内容についての決定を受けるよう、課内におけるチェックを徹底し、今後も事務に当たり、担当職員等において、細心の注意を払い、事務執行に努めるよう指示した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 文化財課	予定価格調書において、金額で判断すると、事務決裁規程では決定権者は部長となるが、課長が決定していた。	担当職員に適正な事務手続を理解するよう指導した。 また、今後の事務に当たり、決裁時は常に石狩市事務決裁規程別表第1をプリントアウトしたものにより決定権者を確認することを徹底した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 文化財課	委託業務において、求める成果と異なる仕様書で契約していた。	今後は契約で求める成果を仕様書の内容に正確に表現し、適正に処理を行うことを徹底した。
平成30年度 定期監査	農業委員会 農業委員会 事務局	申請の際に納付が必要な手数料において、申請時に調定及び納付がされていなかった。	石狩市証明等手数料条例第3条に基づき、申請の際の納付について徹底することを事務局内において共有し、今後、同様の誤りを繰り返さないように申請、納付、調定の一連の事務処理を適正な手順で行うことを確認した。